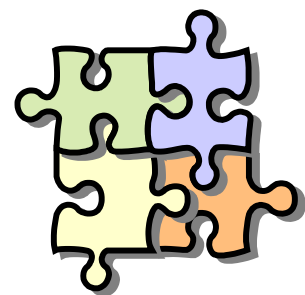


西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第7回会議資料

日時：平成15年5月23日（金）午後1時30分から

場所：丹原町文化会館 小ホール



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会第7回会議次第

日時：平成15年5月23日（金）13：30～

場所：丹原町文化会館 小ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第28号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約に関する協議書の変更協議について

報告第29号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員の変更について

報告第30号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について

(2) 継続協議事項

協議第12号 地域審議会の取扱いについて

協議第14号 財産の取扱いについて

協議第16号 一部事務組合等の取扱い（その1）について

協議第17号 使用料・手数料等の取扱い（その2）について

協議第18号 各種事務事業（電算システム関係）の取扱いについて

(3) 新規協議事項

協議第19号 一部事務組合等の取扱い（その2）について

協議第20号 使用料・手数料等の取扱い（その3）について

協議第21号 公共的団体等の取扱いについて

協議第22号 補助金・交付金等の取扱い（その1）について

協議第23号 各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて

協議第24号 各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて

4 その他

(1) 第8回会議の開催日時について

5 閉会

報告第 28 号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約に関する協議書の変更協議について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約に関する協議書の変更協議について、別紙のとおり報告する。

平成 15 年 5 月 23 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤 宏 太 郎

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書

西条市長、東予市長、丹原町長及び小松町長は、平成１４年１０月１日に取り交した協議書及び平成１５年２月１日に取り交した変更協議書について、下記事項を変更する協議をしたので協議書を取り交す。

記

協議し変更した事項

３ 規約第７条第２項に規定する４市町の長が定める委員

愛媛県西条地方局長 山 ノ 内 盈 裕

６ 規約第１４条第２項に規定する事務局について

事務に従事する４市町の職員は次表のとおりとする。

所属 団体	西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町	
職名及び氏名	事 務 局 長	真 鍋 廣 行	事務局次長 兼総務班長	倉 田 早 苗	事務局次長 兼計画班長	渡 部 純 三	事務局次長兼 第１調整班長	矢 葺 博 憲
	事務局次長兼 第２調整班長	白 石 茂 基	調 整 班	桑 原 茂 樹	総 務 班	戸 田 徹	計 画 班	高 橋 壮 典
	総 務 班	佐々木和乙	計 画 班	吉 井 靖 仁	調 整 班	西 孝 雄	総 務 班	山内一甲
	調 整 班	近 藤 学	調 整 班	杉 田 徹 次				

上記協議の証として本書４通を作成し、記名押印の上、各１通を所持するものとする。

平成１５年４月１日

西条市長 伊 藤 宏太郎

東予市長 青 野 勝

丹原町長 渡 部 高 尚

小松町長 塩 出 皓 治

報告第 29 号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員の変更について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員について、変更があったので別紙のとおり報告する。

平成 15 年 5 月 23 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤 宏 太 郎

合併協議会委員変更表

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
規約第 7 条第 1 項 第 2 号委員 西条市議会議長	青 木 五十司	伊 藤 孝 司	H 1 5 . 5 . 9 改選により、西条市議会の議会構成の為
規約第 7 条第 1 項 第 3 号委員 議会選出議員	井 上 豊 實	井 上 豊 實	同上

新市名候補選定小委員会委員変更表

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
小委員会規程第 3 条第 1 号委員 議会選出議員	井 上 豊 實	井 上 豊 實	H 1 5 . 5 . 9 改選により、西条市議会の議会構成の為

新市の事務所の位置検討小委員会委員変更表

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
小委員会規程第 3 条第 2 号委員 西条市議会議長	青 木 五十司	伊 藤 孝 司	H 1 5 . 5 . 9 改選により、西条市議会の議会構成の為

新市建設計画策定小委員会委員変更表

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
小委員会規程第 3 条第 2 号委員 議会選出議員	井 上 豊 實	井 上 豊 實	H 1 5 . 5 . 9 改選により、西条市議会の議会構成の為

報告第 3 0 号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告に
ついて

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会会議の内容
について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 5 月 2 3 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

新市建設計画策定小委員会 第9回委員会報告書

開催日時：平成15年5月1日（木）午後1時30分～2時10分

開催場所：西条市役所 5階大会議室

出席委員：委員12名中9名出席

1 審議事項 新市将来構想ダイジェスト版について

（1）ダイジェスト版作成の基本的な考え方

- ・ A4 フルカラー 8ページとする。
- ・ 2市2町全世帯へ配布するとともに、住民説明会での資料とするため、一般住民にとっての分かりやすさを最優先し、将来構想のあらましを紹介する。

（2）ダイジェスト版の構成

■表紙（1ページ）

- ・ 新市のイメージを伝える（将来都市像のキャッチフレーズ）。
- ・ 2市2町の代表的な風景写真各1枚及び全体の地図で構成する。

■合併の必要性和その影響（2ページ）

- ・ 2市2町における合併の必要性和その影響について記述する。
- ・ コンパクトな表現により、分かりやすく文章を配置する。
- ・ まちづくりの基礎指標として、人口の見通しをグラフにより示す。
- ・ 約136億円の経費削減効果について簡単に記述する。ただし、あくまで試算結果であり、小委員会意見を踏まえ、今後の交付税制度の見直しや事務の調整結果によっては変動すること等を明記するなど、誤解を与えないよう配慮する。

■新市将来構想の全体構成（2ページ）

- ・ 新市将来構想の最終ページの「まとめ」(図)を適宜修正して作成する。

■合併により実施が想定される施策の例示（2ページ）

- ・ 住民にとって分かりやすくするためには、具体的な事業の記述が必要であるため、現段階で、実施が想定できる事業について記述する。
- ・ 事業名（正式名を、分かりやすく修正する場合も想定される）その概要を記述する。

■うら表紙 協議会連絡先等（1ページ）

- ・ 新市将来構想とは何か、今後の進め方（フロー図）を簡単に整理。
- ・ 合併協議会の連絡先

《意見》

- * 合併の必要性和その影響のところ、約136億円の経費削減効果について記述

すると書かれているが、この数字はあくまでも推計予測であり、今後の財政計画の資料にするものであるというような説明を付けるなどして、住民に誤解を与えないようにしていただくよう要望する。

《審議結果》

- * 事務局より、新市将来構想ダイジェスト版について説明を行い、原案のとおり承認された。

2 審議事項 新市建設計画（素案）について

（１）新市建設計画の審議スケジュール

構 成	審 議 予 定	
はじめに	第 9 回会議において審議	第 13 回会議において審議
（１）合併の背景と必要性 少子高齢化への対応 地方分権の進展への対応 拡大する生活圏への対応 新たな都市づくりへの対応 行財政の効率化・高度化への対応		
（２）計画策定の方針 計画の趣旨 計画の構成 計画の期間		
（３）新市の概況 位置と地勢 気候 面積 人口 産業 主要指標の見通し		
（４）新市建設の基本方針 将来都市像 施策の方向性		

構 成	審 議 予 定	
(5) 新市の施策 健康で幸せな暮らしの実現 自然環境豊かな地域の形成 安心して快適に暮らせる生活基盤の整備 豊かな心を育てる教育・文化の創造 活力ある産業の育成 まちづくりをすすめるために	第 10 回会議において審議	第 13 回会議において審議
(6) リーディング・プロジェクト	第 11 回会議において審議	
(7) 公共施設の統合整備		
(8) 財政計画	第 12 回会議において審議	

(2) 新市建設計画 (素案) について

別添「新市建設計画 (素案)」のとおり

《意見》

- * 5 ページ、計画策定の方針の中の(1)計画の趣旨 新市の建設を総合的かつ効率的に推進するということの書き出しが、「単にハード面だけでなく」と表現されているが、ハード面の整備を否定するような感じがする。「ハード面及びソフト面にも配慮した」という表現もできるのではないかな。
- * 9 ページの(2)施策の方向性に から までであるが、これを見ると全国どこにでもあてはまるような表現になっている。例えば「石鎚山系」とか「西条臨海東ひうち工業団地」「東予インダストリアルパーク」など、地域性が出る表現にしたほうが住民にわかりやすいのではないかな。
- * 目標人口を 12 万人にしているが、これは推計値と比較すると 10%アップということになる。目標を実現するためには、人口が流入する、あるいは出生率がアップする必要があると思う。新市の施策では、近隣の地域に比べてメリットのあ

るような施策や近隣での都市間競争に勝ち抜けるような施策・方向性を謳って欲しい。

- * 平成 11 年の 4 月に打ち切りになったと思うが、国土交通省がまちづくりの事例を全国で募集し、本に 30 余り載っている。四国では高知県の四万十川流域について載っているが、愛媛県はひとつも出ていない。こういうものも参考にして、この地域でも石鎚山系の自然を生かしたものなどが考えられないか検討してもらいたい。

《審議結果》

- * 次回会議までに必要箇所の修正を行い、次回の小委員会で審議することとした。

3 次回会議の開催日程について

(1) 日 時 平成 1 5 年 5 月 1 7 日 (土) 1 3 時 3 0 分 ~

(2) 場 所 東予市総合福祉センター 2 階会議室

協議第 1 2 号（継続協議）

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 5 月 2 3 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

地域審議会の取扱いについて
市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。

付属資料（その 1）P．1～2 参照

協議第 1 4 号（継続協議）

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 5 月 2 3 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

財産の取扱いについて
2 市 2 町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。

付属資料（その 1 ） P . 3 ～ 1 1 参照

協議第 16 号（継続協議）

一部事務組合等の取扱い（その 1）について

一部事務組合等の取扱い（その 1）について、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 5 月 23 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤宏太郎

記

一部事務組合等の取扱い（その 1）について
道前福祉衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 周桑事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。西条市土地開発公社については、新市の(新市名)土地開発公社として存続するものとする。 株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。

付属資料（その 1）P. 12～29 参照

協議第 17 号（継続協議）

使用料・手数料等の取扱い（その 2）について

使用料・手数料等の取扱い（その 2）について、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 5 月 23 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

使用料・手数料等の取扱い（その 2）について
施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。 手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。ただし、一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。

付属資料（その 1）P. 30～66 参照

協議第 18 号（継続協議）

各種事務事業（電算システム関係）の取扱いについて

各種事務事業（電算システム関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 5 月 23 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（電算システム関係）の取扱いについて
電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。 1 合併時に電算システムを統一する。 2 合併前に情報通信基盤(ネットワーク)の整備を図る。

付属資料（その 1）P．67～68 参照

協議第 19 号

一部事務組合等の取扱い（その 2）について

一部事務組合等の取扱い（その 2）について、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 5 月 23 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

一部事務組合等の取扱い（その 2）について
新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。 周桑病院企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。 西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。任意組合の事務については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 愛媛県町村議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

一部事務組合等の取扱い（その２）について
愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 愛媛県消防団員等災害補償退職補償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。 愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。

付属資料（その２）P．１～１７参照

協議第 2 0 号

使用料・手数料等の取扱い（その 3）について

使用料・手数料等の取扱い（その 3）について、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 5 月 2 3 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊 藤 宏 太 郎

記

使用料・手数料等の取扱い（その 3）について
施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。

付属資料（その 2）P．1 8 ～ 4 4 参照

協議第 2 1 号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取り扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 5 月 2 3 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊 藤 宏 太 郎

記

公共的団体等の取扱いについて
公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。

付属資料（その 3）P．1～4 参照

協議第 2 2 号

補助金・交付金等の取扱い（その 1）について

補助金・交付金等の取扱い（その 1）について、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 5 月 2 3 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

補助金・交付金等の取扱い（その 1）について
補助金・交付金等（団体運営補助）については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。 1 2 市 2 町で同一又は同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2 2 市 2 町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。 3 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。

付属資料（その 3）P . 5 ~ 4 1 参照

協議第 2 3 号

各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて

各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 5 月 2 3 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて
一般家庭用ごみ袋配付 1 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。 （１）可燃ごみ袋は、１世帯大 1 1 0 枚とする。ただし、５人以上の世帯は、希望により 3 0 枚追加して配付する。 （２）不燃ごみ袋は、１世帯大 2 0 枚とする。 （３）粗大ごみ処理券は、１世帯 1 0 枚とする。 2 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。 ごみの収集 ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。

各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて
環境美化事業 一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。 最終処分場 1 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。 2 各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。 3 最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。

付属資料（その３）P．４２～４８参照

協議第 2 4 号

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 5 月 2 3 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊 藤 宏 太 郎

記

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて	
1	広報紙の発行については、現行のとおりの手法で新市において発行する。
2	広報ビデオについては、西条市の例により新市移行後速やかに調整する。
3	市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。
4	ホームページについては、合併時に新市のホームページを作成する。
5	市勢要覧については、新市において作成する。
6	広聴事業については、合併時に調整する。
7	まちづくり住民講座「出前講座」については、丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。
8	CATV については、現行のまま新市に引き継ぐ。

付属資料（その 3）P．4 9 ～ 5 3 参照

4 その他

(1) 第 8 回会議の開催日時について

日 時：平成 1 5 年 6 月 2 7 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から

場 所：石鎚山ハイウェイオアシス館 3 階大ホール